

凍結精子の保管に関する重要事項

- 精子の凍結保管期限は、原則凍結日から 1 年後の同月末日までになります。但し、保管期限の延長を希望され、保管更新のお手続きをいただいた場合、最長 10 年まで更新することが可能です。
- 凍結または融解の際に精子はダメージを受けることがあるため、融解した精子の状態によっては治療に使用できず、廃棄となることがあります。また、凍結した精子がごく少量の場合、融解しても精子が見つからず治療を行えないことがあります。
- 天災、災害、不慮の事故、その他やむを得ない理由により、必ずしも当院の責任に帰することができない事由で凍結精子が損傷もしくは紛失する可能性があります。
- 保管期限の延長更新は1年ごと、凍結した日ごとに行っていただく必要があります。
- 凍結保管期限3ヶ月前～凍結保管期限日までに、凍結胚の保管更新手続き（保管期限の延長をご希望の場合のみ）をお願い致します。
保管期限後 3 ヶ月を経過しても当院へのご連絡がない場合、保管期限の延長更新の意思がないものとみなし、廃棄いたします。また、当院からの保管期限日前のご連絡は、基本的にはいたしません。
- 保管期限の延長をご希望の場合、当院への更新料のお振込みと、保管期限の延長申込書の提出を必ずお願い致します。どちらか1つでも行われていない場合には、廃棄になる場合があります。
- 保管期限内に、当院で定める保管料の増減や保管期限の変更があった場合には、次回の更新手続き時から、改定された最新の保管料や保管期限が適用されます。
- 書類提出後、保管期限前であれば更新の申込みを取り消すことができます。
- 廃棄となった精子については、患者様からの申し立てがない限り、生命に結びつかない範囲で培養液や治療法などの研究への使用や手技の修練などへの使用後に廃棄となる場合もあります。
- ご夫婦が離婚された場合は、精子の所有権はご主人さまに帰属します。
- ご主人さまが亡くなられた場合は、3 ヶ月以内に当院にご連絡をお願い致します。この場合、凍結精子の所有権は、当院に帰属し、精子は廃棄となります。
- 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）を変更した場合は、変更後 3 ヶ月以内に必ず当院へ連絡をお願い致します。